

評価公表日：2024年3月15日

評価対象	評価符号
北洋証券 【会社概要】 北海道を地盤とする証券会社で前身は上光証券。2018年に北洋銀行の完全子会社となった。	

【評価引き上げ】北洋銀行と連携を取り、担当役員、担当部署主導のもと顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）を推進している点、定量及び定性評価を取り入れた商品の選定・モニタリングを行っている点、収益項目を排除し、預かり資産の拡大を重視した業績評価体系にしている点などを評価し、「A+」から「S」に引き上げた。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等
北洋銀行と連携し、担当役員、担当部署主導のもと、顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）を推進している。方針の進捗を確認するためにふさわしい独自の成果指標（Key Performance Indicator：KPI）を策定して内外に公表するとともに、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回していくことが期待される。
- 顧客の最善の利益の追求
顧客の最善の利益を「顧客の取るべきリスクの中でリターンを最大化すること」と定義し、それを実現するために従業員の専門性向上を進めている。FDを企業文化として定着させていくと共に、その成果を確認していくための各種取組みの浸透状況を注視していく。
- 金融商品の販売方針策定及び販売、レビュー
銀証連携を進めており、証券は富裕層を主な対象にしている。投資信託の販売額、残高ともに増加傾向にある。仕組債はガイドラインを作成し、本部のチェックを通して販売しており、販売額、残高ともに減少している。保険は取り扱っていない。営業員のツール類の整備や利用率向上策をはじめとする営業支援態勢の強化が進むか注目していく。
- 金融商品の選定・モニタリング
銀行と連携を取りながら、明確な役割分担、プロセスのもとに取扱投信の選定を行っている。選定・モニタリングの際、定量評価は外部の投信評価会社を活用し、定性評価は自社で行っている。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
営業店、営業員ともに業績評価に収益項目はなく、預かり資産残高の拡大を重視した体系になっている。FDの要素を明確に取り入れた評価項目や表彰体系の導入など、従業員がFDを一層推進していくための動機づけを行っていくことが求められる。

「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社など投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
SSS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
A	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
B	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
C	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) 評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。